



和食文化ネットワーク__北海道（2021年2月19日号）



【目次】

1. 農林水産省 「第4次食育推進基本計画」（案）についての意見・情報の募集について（パブリックコメント募集中）
2. 文化庁 令和2年度第三次補正予算事業 「子供たちのための伝統文化の体験機会回復事業」の募集開始
3. 和食会議 「3月3日上巳の節供 我が家の和食 写真投稿キャンペーン」のご案内
4. 和食会議 静岡県庁主催「静岡県食文化シンポジウム」の開催

-
1. 農林水産省 「第4次食育推進基本計画」（案）についての意見・情報の募集について（パブリックコメント募集中）
-

5年に一度見直しされる「食育推進基本計画」ですが、これまで4回にわたって開催された食育推進評価専門委員会を踏まえ、その案について、意見・情報を募集中です。期限は2021年2月26日（金）23時59分です。

食文化の保護・継承に係る記載は、「第3食育の総合的な促進に関する事項」の「6. 食文化の継承のための活動への支援等」（31頁）等にありますので、ご覧下さい。

- ・パブリックコメント募集中

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550003272&Mode=0>

- ・食育推進評価専門委員会（令和2年度第1～4回）

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kaigi/suisin.html>

-
2. 文化庁 令和2年度第三次補正予算事業 「子供たちのための伝統文化の体験機会回復事業」の募集開始
-

1. 目的

次代を担う子供たちに対して、伝統文化、生活文化及び国民娯楽（以下「伝統文化等」という。）の関係団体等が一体となって、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道、食文化、囲碁、将棋などの伝統文化等を体験・修得できる機会を設けることにより、新型コロナウイルスの感染拡大によって、伝統文化等の体験機会が失われた子供たちの体験・修得の機会を早急に回復することを目的としています。

2. 応募者（事業者）の要件

以下の（1）（2）のいずれかの事業者とします。

(1) 伝統文化等の振興等を目的とする団体であり、かつ、次のいずれかに該当する団体

- ① 関係団体や地方公共団体等で構成され、委託事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する、次の4つの要件を満たす実行委員会定款に類する規約を有すること。

団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること。

自ら経理し、監査する会計組織を有すること。

活動の本拠となる事務所等を有すること。

※なお、実行委員会等が十分な事務能力等を有する場合を除き、可能な限り地方公共団体が運営に参画し、経費の執行方法等に関して指導するようお願いします。

② 一般社団法人、一般財団法人

③ 公益社団法人、公益財団法人

④ 特定非営利活動法人

(2) 地方公共団体

3. 対象となる事業の内容

(1) 対象となる事業

我が国又は地域の伝統文化等を親子等で体験するとともに、当該伝統文化等の歴史や内容等についても理解することができ、以下のA・Bのどちらかを含む取組を対象とします。

A. 体験型イベント事業

子供たちが地域の伝統文化や生活文化等を体験・修得できる機会を設ける取組

B. 教室連携事業（※実行委員会に限る）

「教室実施型の伝統文化親子教室」として展開する教室等を一括で運営する取組

なお、A・Bとも、新型コロナウイルス感染症（COVID19）拡大防止対策として実施する動画配信等の様々な媒体を利用した取組も対象となります。

（ソーシャルディスタンスを確保するための工夫、HP等に掲載するコンテンツ作成・ウェブを活用したオンライン配信等）

(2) 次のいずれかについても配慮した取組であることが望ましいです。

伝統文化親子教室事業（教室実施型）の実施教室数が少ない地域で実施すること

地域の特色ある生活文化及び国民娯楽を活かすこと

地域の伝統文化等の指導者、または地方公共団体等と有機的に連携すること

新型コロナウイルス感染症（COVID19）拡大防止対策に配慮すること

教員が伝統文化等について子供たちに効果的に伝えていくために必要な基本的な知識の習得や体験をする機会を設けること実施する取組が地域または伝統文化等の課題解決に資するような内容とすること

4. 募集期間

事業の実施は、以下の期間内で計画してください。

令和3年5月以降～令和4年2月28日

5. 企画提案書の提出期限及び提出方法

令和3年3月15日（月）17:00 必着

<本省の Web サイト（和食文化ネットワーク）>

<https://www.maff.go.jp/j/keikaku/syokubunka/network/main.html>

<北海道農政事務所の Web サイト>

<https://www.maff.go.jp/hokkaido/>

<その他>

北海道農政事務所や農林水産省では、このほかにもメールマガジンを発行しております。
配信をご希望される方は、ご登録をお願いします。

・北海道農政事務所メールマガジン

<https://www.maff.go.jp/hokkaido/merumaga/index.html>

・本省メールマガジン

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>